平成２２年（再イ）第３２０号
京都市南区久世東土川町200番地52
再生債務者　岡田代送社こと　岡田　喜隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月17日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再イ）第１３号
京都府宇治市木幡北山畑31番地グローバル宇治木幡602号
再生債務者　川島　雅夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月17日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再イ）第３８号
京都市西京区下津林番条町12番地14
再生債務者　岡部　義之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月17日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再イ）第２３１号
大阪市大正区三軒家西２丁目６番29号
再生債務者　河村　道夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第１９号
大阪府貝塚市三ツ松806番地
再生債務者　堂野　昌彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月17日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２３年（再イ）第３号
愛媛県松山市天山３丁目７番８号
再生債務者　横田　　忍
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月17日　松山地方裁判所

平成２３年（再イ）第２６号
北九州市小倉南区高野４丁目15番22号
再生債務者　甲斐　　忍
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再イ）第８４号
熊本市上代７丁目12番10号
再生債務者　建石　瑠美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月17日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第４号
新潟県上越市春日山町２丁目６番21号　ロイヤルファイン105号
再生債務者　森田　広美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月17日　新潟地方裁判所高田支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第19号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成23年６月16日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成23年６月30日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第Q119号
2、名称　愛安徳電子（深圳）有限公司
3、住所　Datianyang Industrial Zone, Tantou Village, Songgang Town, Baoan District, Shenzhen, Guangdong Province, CHINA
4、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉地域支社公告第２号

八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知について、送付すべき場所を確知できなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成23年６月30日

八千代都市計画事業
西八千代北部特定土地区画整理事業
施行者
独立行政法人都市再生機構千葉地域支社
地域支社長　宇佐見一夫

記

1　氏名及び住所
氏名　櫻井　正夫
住所　東京都台東区浅草七軒町１番地
氏名　小林　節藏
住所　東京都台東区浅草三筋町二丁目９番地
氏名　和田　義康
住所　東京都世田谷区下馬町一丁目100番地

2　通知の内容
櫻井　正夫氏の仮換地
文書番号　ちば開30―29　千葉中部発指定17―14―１　平成23年５月19日
街区番号、画地番号及び地積
94街区　10―２画地　地積115.06㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成23年７月21日
小林　節藏氏の仮換地
文書番号　ちば開30―29　千葉中部発指定17―14―２　平成23年５月19日
街区番号、画地番号及び地積
100街区　15―４画地　地積99.68㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成23年７月21日
和田　義康氏の仮換地
文書番号　ちば開30―29　千葉中部発指定17―14―３　平成23年５月19日
街区番号、画地番号及び地積
100街区　15―６画地　地積78.08㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成23年７月21日

教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上